

生涯学習関連施設指定管理者募集要項

令和 7 年 4 月

足立区 地域のちから推進部 生涯学習支援室
生涯学習支援課 スポーツ振興課 中央図書館

目次

1	指定管理対象施設	2
2	応募方法	3
3	指定期間	3
4	1 年度あたりの提案限度価格について	3
5	応募資格	3
6	応募者の制限	4
7	施設の概要	5
8	業務の概要	5
9	管理運営上の諸条件	6
10	公募・選定・指定管理者指定のスケジュール（予定）	9
11	応募書類・手続き等	14
12	応募者が運営する同一又は類似施設等の実地調査	14
13	指定管理者候補者の選定方法	14
14	指定管理者候補者選定後の提出書類（予定）	19
15	労働条件審査	23
16	職員等の接触禁止	24
17	資料の取扱い	24
18	指定管理期間終了年度（令和12年度）の選定において、次期指定管理者が別の事業者 に選定（候補者含む）された場合および指定を取り消された場合の引継ぎに関する留意点	24
19	募集要項に関する問い合わせ先	25

足立区では足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）、足立区立図書館条例（昭和44年足立区条例第10号）、足立区地域体育館条例（昭和56年足立区条例第25号）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理対象施設

- (1) 名 称 足立区竹の塚地域学習センター、足立区立竹の塚図書館
(複合施設 施設名称 足立区竹の塚センター)
所在地 足立区竹の塚二丁目25番17号
- (2) 名 称 足立区中央本町地域学習センター、足立区立やよい図書館、
足立区中央本町体育館
(複合施設 施設名称 足立区中央本町センター)
所在地 足立区中央本町三丁目15番1号
- (3) 名 称 足立区東和地域学習センター、足立区立東和図書館、足立区東和体育館
(複合施設 施設名称 足立区東和センター)
所在地 足立区東和三丁目12番9号
- (4) 名 称 足立区佐野地域学習センター、足立区立佐野図書館、足立区佐野体育館
(複合施設 施設名称 足立区佐野センター)
所在地 足立区佐野二丁目43番5号
- (5) 名 称 足立区江北地域学習センター、足立区立江北図書館、足立区江北体育館
(複合施設 施設名称 足立区江北センター)
所在地 足立区江北三丁目39番4号
- (6) 名 称 足立区新田地域学習センター、足立区立新田コミュニティ図書館
(複合施設 施設名称 足立区新田センター)
所在地 足立区新田二丁目2番2号
- ※足立区新田センターについては、令和9年度以降に大規模改修を予定しています。**
- (7) 名 称 足立区興本地域学習センター、足立区立興本図書館、足立区興本体育館
(複合施設 施設名称 足立区興本センター)
所在地 足立区興野一丁目18番38号（興本地域学習センター、興本図書館）
足立区興野一丁目17番7号（興本体育館）
- (8) 名 称 足立区伊興地域学習センター、足立区立伊興図書館、足立区伊興体育館
(複合施設 施設名称 足立区伊興センター)
所在地 足立区伊興二丁目4番22号
- (9) 名 称 足立区鹿浜地域学習センター、足立区立鹿浜図書館、足立区鹿浜体育館
(複合施設 施設名称 足立区鹿浜センター)
所在地 足立区鹿浜六丁目8番1号
- (10) 名 称 足立区立江南コミュニティ図書館（複合施設 江南センター内）
所在地 足立区小台二丁目4番18号

2 応募方法

上記生涯学習関連施設指定管理者の申し込みは、指定管理者指定申請書（足立区地域学習センター条例施行規則第12条（以下「第12条関係」という。）様式第9号、足立区立図書館館則第22条（以下「第22条関係」という。）様式第3号、足立区地域体育館条例施行規則第15条（以下「第15条関係」という。）様式に、各様式の備考欄に記載されている関係書類を添付して申請するものとします。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 1年度あたりの提案限度価格について

1年度あたりの提案限度価格については、別紙1「令和7年度公募 1年度あたりの指定管理料提案限度価格」をご確認ください。

5 応募資格

指定期間中、安全円滑に対象施設（以下「施設」という。）の管理運営を行い、生涯学習関連施設としての利用サービスが安定して提供できる法人その他の団体（以下「法人その他の団体」を総称して「団体」という。）で、東京都又は足立区の競争入札参加資格に登録されている団体とします。法人格の有無は問いませんが、個人は不可とします。また、複数の法人等による共同申請（コンソーシアム。以下、コンソーシアムの法的性質にかかわらず「共同事業体」とする。）は可としますが、以下の点に留意してください。

（1）共同事業体として応募する際の留意点

ア 代表団体の決定

代表となる団体を決定してください。その他の団体は、構成団体とします。

イ 応募資格

代表団体およびすべての構成団体が、上記応募資格要件を満たしていることが必要です。また、代表団体およびすべての構成団体が「6 応募者の制限」に該当しないことも条件となります。

ウ 申込の制限

共同事業体の団体は、同一の施設について単独または他の共同事業体の団体として申し込むことはできません。

エ 指定申請書の記載について

指定申請書の申請者名は、共同事業体の名称、代表団体の事業所所在地・代表者名で申請してください。

オ 共同事業体協定書兼委任状について

別紙様式の記載内容に沿って、共同事業体構成員、共同事業体構成員間の出資比率、責任分担および役割分担を明示した「共同事業体協定書兼委任状」を作成し提出

してください。

カ 提出書類

共同事業体による申請の場合は、指定管理者指定申請書の後に「共同事業体協定書兼委任状」、「共同事業体連絡先一覧」を綴ってください。

また、基本協定書締結までに以下の書類を提出してください。

- ① 共同事業体の法的性質を示す書類（定款や共同事業体協定書等）
- ② その他各構成団体の出資比率、共同事業体における業務分担および責任分担等について記載した書類（上記①に包含される場合は、上記①に係る書類の提出をもって足りるものとする）

なお、事業者の概要に関する書類は代表団体分および構成団体分を提出してください。

6 応募者の制限

次の各号いずれかに該当する団体は応募することができません。応募者が共同事業体の場合、代表団体および構成団体に次の各号のいずれかに該当する団体がある場合は応募することができません。

また、応募後に該当となった場合は指定管理者候補者への選定後であっても失格とし、指定管理者への指定後は指定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者
 - (2) 団体の代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
 - (3) 団体又はその代表者が、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - (4) 労働社会保険諸法令を遵守していない団体
 - (5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして、関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ※ ただし、法規違反の認定より3ヶ月以内に改善されるなど改善意欲が確実に認められる場合は、選定委員会の意見を付して区長決定により、応募資格のない期間を「1年以上」まで短縮することができるものとする。
- (6) 団体又はその代表者が、指定暴力団の構成員である場合（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う団体の場合）のほか、指定管理者としてふさわしくない者
 - (7) 団体又はその代表者が、国税および地方税その他の公租公課を滞納している場合
 - (8) 「足立区競争入札参加停止および指名停止措置要綱」および「足立区暴力団等反社会

的団体排除措置要綱」に定める措置要件に該当する者

(9) 公益通報による調査の結果、公益監察員が法令等の違反事実が存在したと判断し、是正勧告がなされた場合で、その法令等の違反の程度と区の定める契約条項等の措置の程度を勘案し、応募資格がないと区が判断した場合

(10) 足立区長および足立区議会議員本人又はそれらの親族が経営している団体

※ (2) (3) (5) については、各項目に該当するものと認定した有資格者(団体等)が、当該認定事実又は行為について、責を負わないことが明らかになったときは、2年経過の有無にかかわらず、応募資格停止の措置を直ちに解除する。(「足立区競争入札参加停止および指名停止措置要綱」第4条第7項に準じる)

7 施設の概要

別紙2「管理施設概要」を参照してください。

※現況と異なる場合は現況優先とします。

8 業務の概要

指定管理者が行う主な業務は以下のとおりです。

詳細は別紙3「令和8年度管理運営業務仕様書(案)」(以下「仕様書」という)をご参照ください。

※ 足立区新田センターについては、令和9年度以降に大規模改修を予定しています。改修期間中の休館、移転、施設の一部制限等が発生する場合には、当該期間中のみ業務内容の変更が生じます。改修期間中の業務内容や指定管理料については、改修期間前に別途協議することといたします。なお、改修工事は確定したのではなく、時期変更などの可能性があります。

※ 足立区竹の塚センターについては、令和8年度以降に空調設備改修工事のため、レクリエーションホールの使用制限が生じる可能性があります。

※ その他、各施設において緊急工事等による臨時休館となる可能性があります。

(1) 業務の概要

- ① 足立区地域学習センター条例第20条に規定する業務
- ② 足立区立図書館条例第8条に規定する業務
- ③ 足立区地域体育館条例第19条に規定する業務
- ④ 施設の運営に関する業務
- ⑤ 施設の維持管理に関する業務
- ⑥ 災害等緊急事態への対応
- ⑦ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定に基づく施設使用料の収納・還付に関する業務
- ⑧ 足立区が区民サービス向上のために指定管理者に対し実施を求める業務
- ⑨ その他管理運営に必要と認める業務

(2) 開館時間

ア 地域学習センター

午前9時から午後9時30分まで

(1月4日および12月28日は午前9時から午後6時まで)

イ 図書館

午前9時から午後8時まで

(1月4日および12月28日は午前9時から午後5時まで)

ウ 体育館

午前9時から午後9時まで

(1月4日および12月28日は午前9時から午後6時まで)

※ 指定管理者が必要と認めた時は、地域学習センター・図書館については教育委員会の承認を得て、体育館については区長の承認を得て開館時間を変更することができます。

(3) 休館日

ア 年末年始

地域学習センター・図書館・体育館

12月29日から1月3日まで

イ 毎月1回の館内環境整備日

原則第4月曜日、祝日の場合は翌日

ウ その他

機器点検整備などによる臨時休館があります。

※ 各施設の設置条例が改正され、休館日が変更となった場合は、その定めるところによります。

※ 指定管理者が必要と認めた時は、学習センター・図書館については教育委員会の承認を得て、体育館については区長の承認を得て臨時に開館、又は休館することができます。

(4) 利用料金

利用料金制度は採用いたしません。

施設使用料(付帯設備等含む)は区の歳入となります。ただし、仕様書に定める講座受講料等については、指定管理者の収入となります。

9 管理運営上の諸条件

(1) 関係法令等の遵守および施設の設置目的に沿った管理

関係法令や関係要綱等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理を行っていただきます。

なお、本施設に係る指定管理者との協定については、足立区公契約条例(平成25年足立区条例第47号)の規定が適用されます。

（２）費用負担

各施設の管理運営に係る経費（以下「指定管理料」といいます。）は、区と指定管理者が締結する基本協定書および年度協定書に基づき、区が指定管理者に対し支払います。各年度の指定管理料の金額、支払方法、支払時期その他の詳細は、各年度の年度協定書で定めることとし、四半期ごとに分けて支払うものとします。なお、指定管理期間中に大規模改修や移転に伴う休館、施設の一部制限等が発生する場合は、業務内容に応じた指定管理料について協議することとします。

ただし、次に掲げる経費については、区が直接負担します。

- ア 施設および付帯設備の修繕（仕様書記載の小破修繕および応急処置にかかる経費を除く。）
- イ 大規模修繕経費（原型の変形を伴う修繕および模様替え）
- ウ 備品の購入
- エ 図書の購入（図書館のみ）
- オ その他協議で定める経費

（３）個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）および別紙４「個人情報に係る契約約款別紙」その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、施設の管理を行うにあたって取り扱う個人情報保護のために、個人情報を適正に取り扱う義務が課せられます。

（４）業務の委託

管理運営業務の包括的な委託については認めません。

業務運営は、指定管理者が直接行うことを基本としますが、業務内容の特殊性、専門性等の要因により、他の者が実施する方が効率的かつ効果的と区が判断する場合は、指定管理者の責任のもと、事前の区との協議および区の書面による承諾を得て、第三者へ委託することを認める場合があります。

（５）権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、指定管理者として指定を受けたことにより生じる権利義務を区の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

（６）事業報告書等の提出

指定管理者は、毎月の事業報告を行うとともに、区が定める期間までに、収支報告書、財務状況報告書、事業報告書、利用状況等報告書、設備点検報告書を区に提出してください。また、その他提出書類については、仕様書に定めることとします。

（７）評価の実施

足立区地域学習センター条例第２２条、足立区立図書館条例第１２条、足立区地域体育館条例第２１条に基づき、管理運営業務および本業務の実施状況等について、毎

年度区が委嘱する評価委員会による外部評価を実施します。評価委員会による外部評価の実施に当たっては、区が必要な調査等を行います。指定管理者は正当な理由なくこれを拒んではならないものとします。

また、評価に際し、指定管理者は労働環境等の自己評価を行い、指定の業務評価シートおよび各業務従事者の在籍年数、業務従事者全体の平均勤続年数が記載された業務従事者一覧を提出するものとします。

なお、評価は7段階評価とし、最低点を2回とった場合は、原則年度協定更新不可とし、その時点において締結中の年度協定満了日をもって指定を取り消します。最低点を1回とった場合は、経営診断（財務状況調査）を実施します。総合評価「不適合」の場合は更新不可とし、その時点において締結中の年度協定満了日をもって指定を取り消します。

(8) 指定の取り消し等

評価結果に基づき業務内容について区が行う改善指示および施設の適正な管理を期すために区が行う指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

(9) 責任の分担

指定期間内における責任の分担については、下表に基づくものとします。このほか、管理運営業務の実施にあたり生じた責任の分担は、別途協議のうえ定めるものとします。

種 類	内 容	負担区分	
		足立区	指定管理者
物価	物価変動による人件費、物品等経費の増		○
金利	金利の変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので小規模なもの(10万未満)		○
	指定管理者の管理上における瑕疵および乙の責めに帰すべき事由による損傷		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	上記以外による損傷	2者の協議による	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
債務不履行	足立区が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務および協定内容を不履行		○

性能不適合	協定により定めた管理運営サービスの要求水準に不適合		○
書類の誤り	足立区が作成した仕様書や資料、通知等	○	
	事業計画書等乙が作成した資料やミニコミ紙、帳票等		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき行為による利用者への損害又は施設管理上の事故又は臨時休業に伴う損害		○ 甲が求償権を行使
	騒音・振動・悪臭の発生等、指定管理者の責めに帰すべき施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		
		上記以外の場合	2者の協議による
第三者委託	管理運営業務に関して指定管理者が使用する第三者又は他の者の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用、第三者の受任又は請負に基づく行為全般		○
不可抗力	地震・台風等の自然災害、暴動等による業務の変更・中止・延期又は臨時休業	2者の協議による	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	2者の協議による※	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	足立区側の要因による運営費用の増大	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う引継費用		○

※ 当初の需要見込みを超える急激な物価上昇による人件費、物品等経費の増についての協議を行う場合は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）」等に基づき、根拠資料の提出を求めます。その際には、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づいて提示をお願いいたします。

（10）その他

その他施設の管理運営に関する事項の詳細は、別途協定により定めるものとします。

10 公募・選定・指定管理者指定のスケジュール（予定）

日時	内容
4月1日（火）～5月30日（金）	募集要項等公開期間（区ホームページ掲載期間）
4月11日（金）	募集説明会・現地見学会参加申込期限
4月16日（水）	募集説明会
4月21日（月）	佐野センター現地見学会
4月22日（火）	伊興センター・江南コミュニティ図書館現地見学会
4月23日（水）	竹の塚センター・中央本町センター現地見学会
4月24日（木）	江北センター現地見学会

日時	内容
4月25日（金）	東和センター・新田センター現地見学会
4月28日（月）	興本センター現地見学会
4月30日（水）	鹿浜センター現地見学会
5月 2日（金）	質問書提出締切
5月19日（月）	質問書の回答
5月30日（金）、午後5時	応募書類提出締切（必着）
応募受付後	財務状況調査
7月8日（火） 7月9日（水） 7月10日（木）（予備日）	第一次選考（書類審査）
7月29日（火） 7月30日（水） 7月31日（木） 8月 5日（火） 8月 6日（水）（予備日）	第二次選考 （プレゼンテーション審査）
9月上旬～10月上旬	労働条件審査（候補者のみ）

（１）募集要項等配布

募集要項等の配布は行いません。足立区ホームページよりダウンロードしてください。

申請様式集は施設種別ごとにファイルを分けてあります。申請をする施設種別ごとに必要な様式をダウンロードしてください。

※ 区のホームページ掲載期間

令和7年4月1日（火）～5月30日（金）

（２）募集説明会

募集説明会への参加は任意です。

机はありませんので、バインダー等は各自ご準備をお願いします。

ア 日時

令和7年4月16日（水）、午後3時～4時30分（終わり次第、閉会）

イ 場所

足立区生涯学習センター 4階 講堂

住所：足立区千住五丁目13番5号（学びピア21内）

電話：03-5813-3730

ウ 参加申し込み方法

足立区のホームページからオンライン申請してください。

オンライン申請URL

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/903>

エ 参加申し込み期限

4月11日（金）

オ 注意事項

（ア）車での来場はご遠慮ください。

（イ）足立区ホームページに掲載されている募集要項等の資料は、募集説明会ではお配りいたしませんので、予め印刷してご持参ください。

（ウ）当日に足立区ホームページ掲載以外の資料をお渡しします。募集説明会に参加せず、資料の送付のみを希望する場合には、上記URLよりオンライン申請してください。募集説明会の翌日以降に下記アドレスからEメールにて送付します。

Eメールアドレス：sg-shien@city.adachi.tokyo.jp

（3）現地説明会

現地説明会への参加は任意です。

ア スケジュール

日程	施設
4月21日（月）	佐野センター
4月22日（火）	伊興センター、江南コミュニティ図書館
4月23日（水）	竹の塚センター、中央本町センター
4月24日（木）	江北センター
4月25日（金）	東和センター、新田センター
4月28日（月）	興本センター
4月30日（水）	鹿浜センター

イ 参加申し込み方法

足立区のホームページからオンライン申請してください。

オンライン申請URL

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/913>

ウ 参加申し込み期限

4月11日（金）

エ 注意事項

（ア）車での来場はご遠慮願ください。

（イ）申し込み事業者数により、やむを得ず開催日の変更をさせていただく場合があります。

（4）質疑の受付および回答

管理運営業務および選考に関する質問を受け付けます。

ア 提出方法

足立区のホームページからオンライン申請してください。

オンライン申請 URL

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/1427>

イ 受付期限

5月2日（金）

ウ 回答

いただいたご質問の回答は、5月19日（月）に足立区ホームページで公開する予定です。質問内容によっては、回答日を過ぎる場合があります。

区の回答は、本募集要項と一体のものとして、本募集要項と同等の効力を有するものといたします。

（5）応募受付

ア 受付方法

郵送または持参

イ 受付先

（ア）学習センター

〒120-8510

東京都足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館3階

生涯学習支援課 生涯学習支援第二係宛

（イ）江南コミュニティ図書館

〒120-0034

東京都足立区千住5-13-5（学びピア21内）

中央図書館 管理係

※持参する場合は、前日までに希望時間を以下担当までメールで連絡ください。

【学習センター】

担当 生涯学習支援課 生涯学習支援第二係

Eメールアドレス：sg-shien@city.adachi.tokyo.jp

持ち込み受付可能時間 平日 午前9時～午後5時

【江南コミュニティ図書館】

担当 中央図書館 管理係

Eメールアドレス：tosyokan@city.adachi.tokyo.jp

持ち込み受付可能時間 平日 午前9時～午後5時

イ 受付期限

郵送：5月30日（金） 午後5時必着

持参：5月30日（金） 午後5時

（6）選定審査および指定管理者の決定

ア 財務状況調査

経営の安定性・信頼性の評価について、税理士による財務状況調査を行い、合格

した事業者が第一次審査に進むことができます。

なお、共同事業体の場合は、代表団体・構成団体のすべてに調査を実施しますが、評価については代表団体で判断するものといたします。ただし、共同申請にあたっては、一団体が倒産した場合でも施設運営できるよう代表団体の責任を明記した書類のほか、共同事業体の法的性質や各構成団体が共同事業体に負う責任の範囲等を確認できる資料を提出いただきます（P4「カ 提出書類」参照）。

イ 第一次審査（書類審査）

7月8日（火）、7月9日（水）、7月10日（木）（予備日）

ウ 第二次審査（プレゼンテーション）

7月29日（火）、7月30日（水）、7月31日（木）、8月5日（火）、8月6日（水）（予備日）

エ 指定管理者候補者の決定および労働条件審査

第二次審査により指定管理者候補者が決定します。指定管理者候補者となった事業者は、労働社会保険諸法令遵守の状況確認のため、「足立区労働条件審査 主要チェックシート28」等所定の書類を提出していただき、社会保険労務士による労働条件審査（書類審査、現地調査、ヒアリング）を受けていただきます。

労働条件審査における現地調査の際には、ご協力をお願いいたします。くわしくは「15 労働条件審査」をご参照ください。

オ 指定管理者の指定

労働条件審査に合格した指定管理者候補者については、足立区議会での審議および指定の議決後に、正式に指定管理者として指定します。指定管理者として指定後、指定期間等包括的な項目を定めた「基本協定書」と管理運営費に関することなど、年度ごとの項目を定めた「年度協定書」をそれぞれ区と締結します。

管理料や仕様書の内容等を確定するために、基本協定書および年度協定書の締結前に必要書類の提出を求める場合があります。その場合には、別途協議いたします。

カ 基本協定書および年度協定書の締結および指定管理者への指定

（ア）基本協定書の締結および指定管理者への指定

足立区議会における指定管理者の指定の議決後、選定手続における指定管理者の提案内容を踏まえて区と協議の上、指定期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間として、本施設の管理運営業務に関する基本的事項を定める基本協定書を締結するとともに、指定管理者候補者を指定管理者に指定します。

ただし、区は、令和8年1月31日までに基本協定書の締結の合意に至らない場合や合意できる見込みがないと判断したとき、その他区が指定管理者との基本協定書の締結に向けた協議の継続が困難と判断したときは、指定管理者候補者の選定を取り消し、次順位の指定管理者候補者を指定管理者に指定することができ

るものとします。この場合において、選定の取消しにより指定管理者候補者に生じた損害等について、区は賠償その他の一切の責任を負わないものとします。

なお、別紙5-1・5-2・5-3の基本協定書案は、本公募への応募に係る検討の便宜のため、管理運営業務に必要な事項として現時点で区が想定する一般的な内容を示したものです。協定書の内容の詳細は、指定管理者候補者の選定後、候補者に選定された事業者の提案内容等を踏まえた協議により決定するものとします。

(イ) 年度協定書の締結

区と指定管理者は、毎年度、当該年度の管理料について、その額、支払方法、支払時期等を定める年度協定書を締結し、区は、年度協定書に基づき、当該年度の管理料を支払うものとします。

ただし、業務内容の変更等により年度協定書に定める管理経費の額が不相当になったと区が判断したときは、区は、指定管理者と協議の上、管理経費の額を変更することができるものとします。この場合において、指定管理者は、既に受領した管理経費の一部の返還その他の必要な対応をするものとします。

1 1 応募書類・手続き等

「(別紙6) 応募書類の作成方法」をご覧ください。

1 2 応募者が運営する同一又は類似施設等の実地調査

区が必要と認める場合は、応募者が運営する同一又は類似施設等の実地調査を行います。

1 3 指定管理者候補者の選定方法

(1) 審査基準

選定にあたっては、下記の観点から総合的に判断するものとします。

- ア 利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上が図られるものであること。
- イ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ 施設の適切な維持および管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営能力を有していること。

(2) 第一次審査

ア 方法

書類審査

提出された応募書類に基づき評定を行います。

※ 第一次審査の合計点が全体の6割未満の場合は、第二次審査の対象となりません。
また、第一次審査の点数結果は、第二次審査には引き継がれません。

イ 審査基準

(ア) 地域学習センター・図書館・体育館

審査基準		配点	
組織の安定性	経営の安定性	10点	20点
	施設運営の実績	10点	
5年後のビジョンと取り組み方針		30点	
事業計画	主要事業と5ヵ年計画	30点	90点
	地域学習センター事業・体育館事業	20点	
	図書館事業	20点	
	文化・読書・スポーツ分野間連携事業	20点	
施設の運営体制と 人員配置	地域学習センター・体育館	10点	20点
	図書館	10点	
施設保全		10点	
管理運営における新たな提案		10点	
コンプライアンス体制		10点	
合計		190点	

(イ) 地域学習センター・図書館

審査基準		配点	
組織の安定性	経営の安定性	10点	20点
	施設運営の実績	10点	
5年後のビジョンと取り組み方針		30点	
事業計画	主要事業と5ヵ年計画	30点	90点
	地域学習センター事業	20点	
	図書館事業	20点	
	文化・読書・スポーツ分野間連携事業	20点	
施設の運営体制と 人員配置	地域学習センター	10点	20点
	図書館	10点	
施設保全		10点	
管理運営における新たな提案		10点	
コンプライアンス体制		10点	
合計		190点	

(ウ) 江南コミュニティ図書館

審査基準		配点	
組織の安定性	経営の安定性	10点	20点
	施設運営の実績	10点	
5年後のビジョンと取り組み方針		30点	
事業計画	主要事業と5ヵ年計画	20点	40点
	(図書館)アウトリーチ事業の方策	10点	
	文化・読書・スポーツ分野間連携の推進	10点	
施設運営体制と人員配置		10点	
設備保全		10点	
管理運営における新たな提案		10点	
コンプライアンス体制		10点	
合計		130点	

ウ 加点項目

要件		加点割合
区内事業者	区内に本店があり、業務区域が区内	+5%
	区内に本店があり、業務区域が区外	+4%
	区内に支店があり、業務区域が区内	+3%
	区内に支店があり、業務区域が区外	+2%
足立区ワークライフバランス推進認定企業（又は国や他自治体の同様事業の認定企業）の場合		+2%

加点項目は、第一次審査（書類審査）のみであり、第二次審査（プレゼンテーション）には、影響しません。

エ 第一次審査結果の通知

審査結果は、全応募団体（共同事業体の場合は代表団体のみ）に郵送で通知いたします。

(3) 第二次審査

ア 方法

運営事業計画書に基づく、プレゼンテーション

※ 第二次審査の合計点がおおむね7割に満たない場合は、指定管理者候補者として選定されません。なお、合計点数が同点の場合は、公募書類提出時の見積金額の低い順に候補者を選定します。

(ア) プレゼンテーションの時間は1事業者15分～20分以内を予定します。

(イ) 会場への入室は原則1社3名まで（共同事業体の場合は5名まで）とします。統

- 統括責任者候補者、図書館長候補者（図書館がある施設のみ）は必ず出席してください。
- (ウ) プレゼンテーションは統括責任者候補者（１名）が行ってください。
- (エ) プレゼンテーションの際にパワーポイント等のプレゼンテーションアプリケーション（以下「パワーポイント」と言います）を使用することができます。
- その場合、使用する機器は持参してください。
- (オ) 第二次審査当日の追加資料は、パワーポイントの画面を紙に複写したもの以外は認めません。
- (カ) プレゼンテーションの内容は、運営事業計画書の内容のみとしてください。
- (キ) プレゼンテーション後に委員から質疑応答を行います。質問に対する回答は、統括責任者候補者が行ってください。補足説明であれば、統括責任者候補者以外の方が行ってもかまいません。

イ 審査基準

(ア) 地域学習センター・図書館・体育館

審査基準		配点	
５年後のビジョンと取り組み方針		３０点	
事業計画	主要事業と５ヵ年計画	３０点	９０点
	地域学習センター事業・体育館事業	２０点	
	図書館事業	２０点	
	文化・読書・スポーツ分野間連携事業	２０点	
情報発信		２０点	
地域との関係づくり		２０点	
生涯学習ボランティアの育成と活用		２０点	
施設の運営体制と	地域学習センター・体育館	１０点	２０点
人員配置	図書館	１０点	
危機管理体制		２０点	
接客サービス		１０点	
トラブル未然防止と対処法		２０点	
個人情報保護対策		１０点	
利用者意見の反映と満足度の向上		２０点	
施設保全		１０点	
管理運営における新たな提案		１０点	
責任者の人材		１０点	
合計		３１０点	

(イ) 地域学習センター・図書館

審査基準		配点	
5 年後のビジョンと取り組み方針		3 0 点	
事業計画	主要事業と 5 ヶ年計画	3 0 点	9 0 点
	地域学習センター事業	2 0 点	
	図書館事業	2 0 点	
	文化・読書・スポーツ分野間連携事業	2 0 点	
情報発信		2 0 点	
地域との関係づくり		2 0 点	
生涯学習ボランティアの育成と活用		2 0 点	
施設の運営体制と	地域学習センター	1 0 点	2 0 点
人員配置	図書館	1 0 点	
危機管理体制		2 0 点	
接客サービス		1 0 点	
トラブル未然防止と対処法		2 0 点	
個人情報保護対策		1 0 点	
利用者意見の反映と満足度の向上		2 0 点	
施設保全		1 0 点	
管理運営における新たな提案		1 0 点	
責任者の人材		1 0 点	
合計		3 1 0 点	

(ウ) 江南コミュニティ図書館

審査基準		配点	
5年後のビジョンと取り組み方針		30点	
主要事業の内容と5ヵ年計画		30点	
アウトリーチ事業		20点	
文化・読書・スポーツ分野間連携の推進		20点	
情報発信		20点	
地域との関係づくり、交流		20点	
施設の運営体制		10点	
危機管理体制		20点	
接客サービス		10点	
トラブル未然防止策と対処法		20点	
個人情報保護対策		10点	

利用者意見の反映・満足度の向上	20点
図書館の展示	20点
設備保全	10点
効率的な運営に関する提案	10点
責任者の人材	10点
合計	280点

ウ 減点項目

事件・事故等 による減点割合	事故等が悪質／社会的影響が大／同様の事故等が複数回発生 のいずれかの場合	- 5 %
	事業者の帰責性が大、再発防止策または改善状況が不十分な場合	- 4 %
	事業者の帰責性は小、再発防止策または改善状況が不十分な場合	- 3 %
	事業者の帰責性は大、再発防止策が適切で、改善が進んでいる場合	- 2 %
	事業者の帰責性は小、再発防止策が適切で改善が進んでいる場合	- 1 %
	事業者の帰責性が無い場合	- 0 %

エ 第二次審査結果の通知

指定管理者候補者決定についての審査結果は、第二次審査対象者のみに文書で通知します。

1.4 指定管理者候補者選定後の提出書類（予定）

第二次審査後、指定管理者候補者に選定された場合、提出していただく予定の書類は下記のとおりです。また、新規事業者が選定された場合、引継ぎに伴い、「個人情報の取り扱いについて」等、区・教育委員会と合意書等を締結していただきます。詳細は、別途通知します。

（1）労働条件審査用書類

正本1部、副本1部を提出してください。

共同事業体での応募の場合は、代表団体、構成団体それぞれの書類を提出してください。労働条件審査用の資料の対象範囲は、施設の管理運営業務を行う事業部門とします。

労働条件審査用書類の提出期限は、第二次審査結果通知時にお知らせいたしますが、**第二次審査結果通知から労働条件審査用書類の提出期限までは、1週間程度を見込んでおりますので、あらかじめご了承ください。**

なお、区が必要と認める場合は、追加書類の提出又はヒアリングを行います。

また、応募書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

ア 提出書類一覧（①以外はすべて「写し」で可）

	提出書類	注意事項
①	足立区労働条件審査主要チェックシート 28	足立区ホームページより令和7年度のチェックシートをダウンロードしていただき、ご提出ください。
②	就業規則	給与規程、育児介護休業規程、退職金規程等も含みます。なお、正社員のみならず、パートタイマー、契約社員に適用するものもあわせてご提出ください。
③	労働者名簿（全員）	応募施設に従事予定の社員・従業員等が対象となります。
④	出勤簿、タイムカード（全員の直近3ヵ月分）	応募施設に従事予定の社員・従業員等が対象となります。
⑤	賃金台帳（全員の直近3ヶ月分）	応募施設に従事予定の社員・従業員等が対象となります。 欠勤控除、日割計算、超過勤務手当計算の方法を別途明記してください。 特に1ヶ月の平均所定労働時間数、所定労働日数は必ずご記入ください。
⑥	労働条件通知書又は雇用通知書（全員分）	応募施設に従事予定の社員・従業員等が対象となります。
⑦	労使協定書、協定届	時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）、変形労働時間制に関する協定、賃金の控除に関する協定、育児介護休業に関わる除外協定、年次有給休暇の計画的付与に関する協定、65歳までの継続雇用に関する協定等を提出してください。
⑧	年次有給休暇管理台帳（原則全員分）	－
⑨	健康診断報告書	受診項目、受診者数、「常時使用する労働者」に該当する個々の者が受診したことを確認できるもの。医療機関の領収書に、受診者一覧の記載があれば、その写しでも可。ない場合は、個々の診断結果の写しなどが必要です。 常時50人以上の従業員がいる事業者の場合は、「定期健康診断結果報告書」の写しの提出も必要です。
⑩	衛生管理者、産業医選任報告書、安全衛生推進者・作業主任者修了証	－

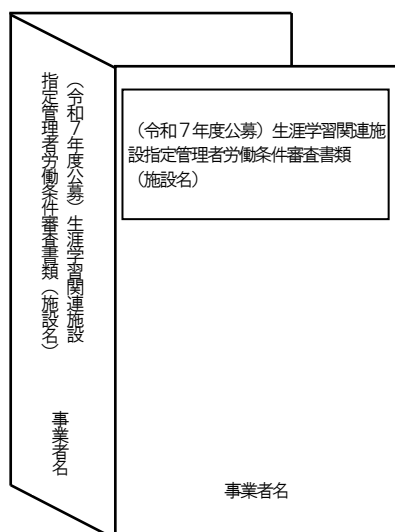
⑪	安全委員会・衛生委員会会議録（直近3カ月分）	－
⑫	雇用保険被保険者一覧表（ハローワーク交付）	－
⑬	労働保険料申告書	－
⑭	健康保険・厚生年金保険被保険者算定基礎届及び総括表	－
⑮	障がい者雇用状況報告書	－

※ 注意点

- 1 ①②以外の書類については、労働条件審査終了後に返却いたします。
- 2 事業者が個人データを含む資料を提出する際は、個人情報の保護に関する法律第23条の規定により、本人の同意が必要となります。本人同意は、以下の点を記載した書面で行うことが必要となります。
 - ① 提供の目的（労働条件審査）
 - ② 情報の利用者（足立区生涯学習支援課職員、東京都社会保険労務士会足立・荒川支部社労士2名）全員の同意が得られない場合は、個人情報（氏名・住所・電話番号）の黒塗り（非開示）が必要となります。
- 3 黒塗りについては、以下の通りとします。
 - ① 労働者名簿や賃金台帳等の氏名を黒塗りする際は、同一人の照合をするための符号を入れてください（Aさん、Bさん等）。
 - ② 生年月日は黒塗りしないでください。（介護保険料など年齢の確認を要する資料があるため）。また、性別も黒塗りしないでください。
 - ③ 健康診断報告書の産業医の氏名と印影、および提出者氏名（事業者職氏名）と印影は、黒塗りすることとします。
 - ④ その他、黒塗りは審査に支障が生じないように留意し、最小限度にしてください。

イ 提出書類の綴り方

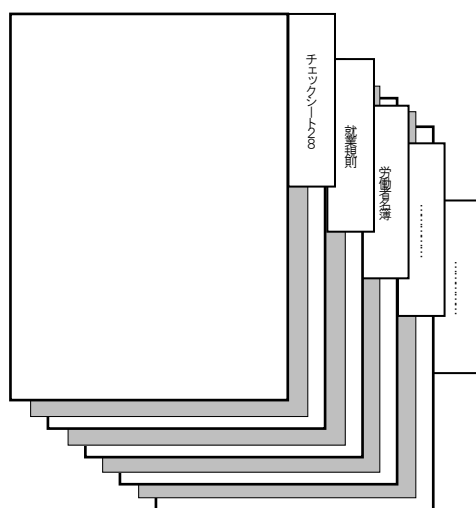
（ア） ファイルの綴り方



- ① ファイルはA4サイズ、縦型左綴じのものを使用してください。
- ② 表紙および背表紙にタイトル・事業者名を記入してください。
- ③ 提出書類ごとに書類番号および書類名のインデックスをつけた中表紙を必ず挟んでください。

※極力両面印刷してください。

(イ) 書類の綴り方



インデックスで以下の通り見出しを付けて綴ってください。

(ウ) インデックスの項目

書類名	インデックス名
足立区労働条件審査主要チェックシート 2 8	チェックシート 2 8
就業規則	就業規則
労働者名簿（全員）	労働者名簿
出勤簿、タイムカード（全員の直近 3 カ月分）	出勤簿
賃金台帳（全員の直近 3 カ月分）	賃金台帳
労働条件通知書又は雇用通知書（全員分）	通知書
労使協定書、協定届	労使協定
年次有給休暇管理台帳（原則全員分）	年休管理台帳
健康診断報告書	健康診断報告書
衛生管理者、産業医選任報告書安全衛生推進者・作業主任者修了証	衛生関係書類
安全委員会・衛生委員会会議録	委員会会議録
雇用保険被保険者一覧表（ハローワーク交付）	雇用保険一覧表
労働保険料申告書	労働保険料
健康保険・厚生年金保険被保険者算定基礎届及び総括表	健康保険・厚生年金保険
障がい者雇用状況報告書	障がい者雇用

(2) 教育委員会・区議会関係書類

電子データを提出してください。労働条件審査後に教育委員会、区議会に提出する資料として使用します。詳細は、別途通知します。

ア 運営事業計画書概要（様式ファイル NO.0 9）

運営事業計画書をA4サイズ1枚にまとめてください。なお、記載項目は以下のとおりです。なお、wordファイルにより作成のうえ、提出してください。

応募施設	提出様式
地域学習センター	① 5年後のビジョンと取り組み方針 ② 主要事業と5ヵ年計画 ③ 地域学習センター事業・体育館事業（対象施設のみ）・図書館事業 ④ 施設の運営体制と人員配置 ⑤ 管理運営における新たな提案
江南コミュニティ図書館	① 5年後のビジョンと取り組み方針 ② 主要事業と5ヵ年計画 ③ 図書館事業 ④ 施設の運営体制と人員配置 ⑤ 管理運営における新たな提案

イ 収支計画書概要（様式ファイルNO.10-2～3）

収支計画書（5年分）をA4サイズ1枚にまとめてください。

ウ 指定管理者候補者の概要（様式ファイルNO.11）

（4）審査結果の公表

応募の概況（経過、応募事業者数等）や審査結果（指定管理者候補者名、選定理由等）について、ホームページにより公表します（12月下旬予定）。

1.5 労働条件審査

（1）対象

足立区公契約条例の対象となる指定管理者制度導入施設の指定管理者候補者となった事業者

（2）実施時期

指定管理者候補者決定後

（3）審査内容

「足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱」（以下、「要綱」といいます。）に基づく審査を行います。

指定管理対象施設の管理運営業務を行う事業部門を審査の範囲とし、以下の項目について社会保険労務士による書類審査、現地調査、ヒアリングを実施します。

ア 審査項目

- | | |
|------------|--------------|
| ① 就業規則 | ⑥ 給与の計算および支払 |
| ② 雇用契約 | ⑦ 育児介護休業制度 |
| ③ 法定帳簿等の整備 | ⑧ 安全衛生関係 |
| ④ 労働時間等 | ⑨ 各種保険の手続き |

(4) 失格基準等

労働条件審査の結果および別に定める基準（別紙7 足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する失格基準）に基づき、区が労働条件等について本格的な是正が必要又は悪質と判断する指定管理者候補者は、当該審査について指定管理者候補者となる資格を失います。

また、区が、上記以外の指定管理者候補者に対し、是正の必要があるものとして期間を定めて是正を求めたにも関わらず、当該指定管理者候補者が、当該期間内に是正を行わない場合も同様とします。

上記により指定管理者候補者が資格を失った場合、次点の者が指定管理者候補者となり、改めて労働条件審査を実施いたします。

1.6 職員等の接触禁止

本件公募に関して、選定審査会委員および本件の業務に従事する職員や関係者に対し、本件公募についての接触（公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁止します。

万一、不適切な接触の事実が認められた場合は、失格となります。

1.7 資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に関わる目的以外で使用することを禁じます。

また、この目的の範囲内であっても、区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させることおよび内容を提示することを禁じます。

1.8 指定管理期間終了年度（令和12年度）の選定において、次期指定管理者が別の事業者を選定（候補者含む）された場合および指定を取り消された場合の引継ぎに関する留意点

- ① 次期指定管理期間開始に支障のないよう誠実かつ十分な引継ぎを行うこと。指定管理者の指定を取り消されたときも同様とし、この場合において、足立区または次期指定管理者等に対し直ちに引継ぎを行うこと。
- ② 引継ぎの実施に当たっては、議事録を作成し、足立区および次期指定管理者等に対しその内容について共有すること。
- ③ 引継ぎの実施に当たっては、足立区または次期指定管理者等から現地における事業及び設備の視察、引継ぎ作業の申出を受けたときは、これに誠実に協力すること。
- ④ 引継ぎに関する費用については、引継ぎを行う指定管理者の負担とします。区の指示に従わず、適切な引継ぎに支障を及ぼしたことで損害が生じた場合、本協定期間終了後であってもその損害を負担していただきます。

19 募集要項に関する問い合わせ先

足立区地域のちから推進部 生涯学習支援課 生涯学習支援第二係

電 話：03-3880-5468

FAX：03-3880-5603

E-mail：sg-shien@city.adachi.tokyo.jp

※ 募集要項に記載されている法令等については、足立区ホームページ「例規集・要綱」
をご参照ください。